

# 益田市業務委託（建設コンサルタント業務等）総合評価方式運用の手引き

## 1. 背景

現在、業務委託については指名又は簡易型一般による価格競争により業者を選定し業務成果を求めているが、低入札落札が発生するなど、業務成果の品質低下が懸念されているが、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）では、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすとされている。

また平成17年8月26日に閣議決定された「品確法の基本方針」では、価格と品質（技術的能力）が総合的に優れた内容の契約がなされるよう求められており、総合評価方式を導入することにより、価格に加え技術の評価がなされることになり、技術を持たない者が落札しにくく、より高い技術を持つ者が有利になることで品質向上が期待できる。

## 2. 総合評価方式業務委託の選定

### 1) 対象業務の例示

- ・概略設計
- ・基本計画・構想策定
- ・重要構造物の予備設計、詳細設計
- ・道路設計、河道設計の予備設計
- ・道路設計、基礎設計の詳細設計
- ・土質及び地質解析

### 2) 総合評価方式の区別

2種類があるが、当面「技術者評価型」により試行する。

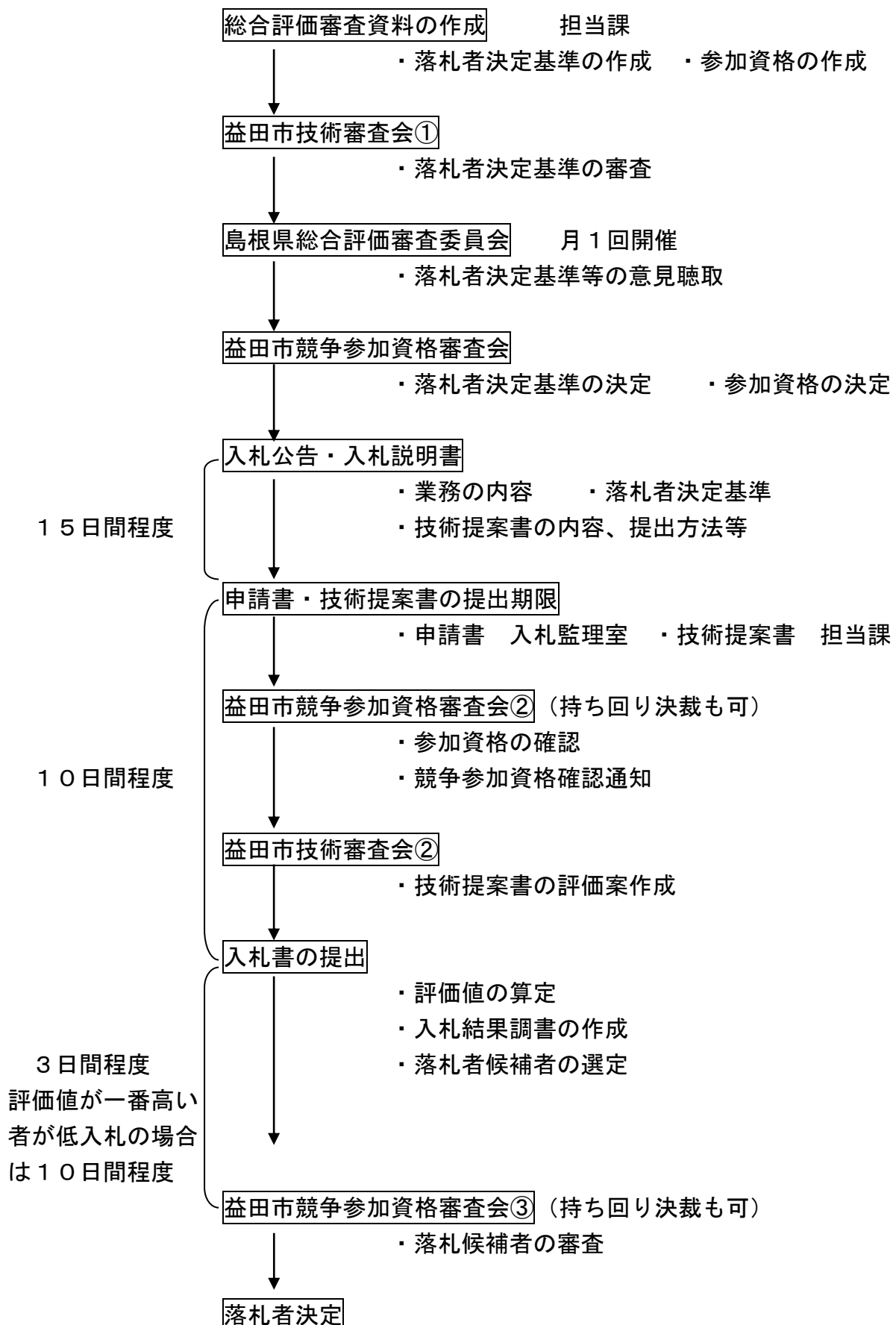
- ・テーマ設定型: 評価テーマに関する技術提案の内容と、企業や技術者の能力を総合的に評価する方式
- ・技術者評価型: 企業や技術者の能力に重点を置いて評価する方式

## 3. 対象業務の選定

上記対象業務の例示に基づき、1契約概ね1,000万円以上（測量費、調査費は除く）の業務を対象とする。

#### 4. 実施の手順

##### 【総合評価方式の流れ】



## 5. 落札者の決定基準

### 1) 評価の方法

次の式により算出する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

- ・価格評価点＝価格点の配分点×（1－入札価格／予定価格）
- ・技術評価点＝技術点の配分点× 技術評価の得点合計／技術評価の配点合計
- ・技術点の配分点は60点とする。
- ・価格点の配分点:技術点の配分点＝ 1:1 ～ 1:3 で設定する。  
（当面1:1で運用する。60点:60点～20点:60点）

### 2) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内において、評価値の最も高い者を落札者とする。  
ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじによる。

### 3) 評価例

予定価格(税抜き) 20,000,000 円  
技術評価の配分合計 100点 の場合

番号	入札者	入札価格	価格評価点			技術評価点			評価値	順位	
			落札率	価格 評価点	順位	技術得点	技術 評価点	順位			
1	A社	19,000,000	95.0%	<b>3.0</b>	5	100	<b>60.0</b>	1	<b>63.0</b>	2	
2	B社	18,000,000	90.0%	<b>6.0</b>	3	96	<b>57.6</b>	2	<b>63.6</b>	1	落札
3	C社	18,000,000	90.0%	<b>6.0</b>	3	92	<b>55.2</b>	3	<b>61.2</b>	3	
4	D社	17,500,000	87.5%	<b>7.5</b>	1	88	<b>52.8</b>	4	<b>60.3</b>	4	
5	E社	17,500,000	87.5%	<b>7.5</b>	1	84	<b>50.4</b>	5	<b>57.9</b>	5	

## 6. 評価項目

### 1) 技術提案書(技術者評価型)

区分	評価の着目点			備考	必須◎ 選択○	配点 例
企業	資格要件	技術登録部門	当該部門の建設コンサルタント登録等	・国交省の定める「建設コンサルタント登録規定」に基づく登録の有無	◎	5
	専門技術力	成果の確実性	同種業務の実績(件数)	・過去10年間 ・国、県、市の業務が対象	◎	5
			同種業務の実績(内容)	・業務内容に応じて設定	○	5
			業務委託成績評定	・過去2年間 ・益田市発注業務を対象 ・対象は設計部門	◎	5
			優良業務表彰	・過去5年間 ・中国地整(局長、所長表彰)、県(知事表彰)、益田市が対象・対象は設計部門	◎	5
	管理技術力	迅速性	県内の常駐技術者数	・県内又は市内に常駐する建設コンサル関係技術者数 ・県外を含む場合は評価項目としない。	○	5
			大災害時の対応業務件数	・H21. 7、H25. 7、8災害を対象 ・県外を含む場合は評価項目としない。	○	5
	情報収集力	地域精通度	当該事務所、周辺での業務実績の件数	・過去10年間 ・市内での設計部門の実績	◎	5
			営業所所在地	・市内に営業所を有するものを対象	○	5
	管理技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	・技術士、RCCM、大臣認定	◎
専門技術力		業務執行技術力	同種業務の実績(件数)	・過去5年間 ・管理技術者、担当技術者、(同種部分を担当)としての実績とする。	◎	5
			同種業務の実績(内容)	・業務内容に応じて設定	○	5
			業務委託成績評定	・過去2年間 ・益田市発注業務を対象 ・対象は設計部門	◎	5
			優良技術者表彰	・過去5年間 ・中国地整(局長、所長表彰)、県(所長表彰)、益田市が対象 ・対象は設計部門	◎	5

	専任性	専任性	手持ち業務金額及び件数	・管理技術者、担当技術者としての1契約500万円以上の手持ち業務で、合計が5000万円以上又は10件以上の場合は参加資格なし	◎	5
	情報収集力	地域精通度	当該事務所、周辺での業務実績の件数	・過去5年間 ・市内での設計部門での実績	◎	5
担当技術者	資格要件	技術者資格	技術者資格、その専門分野の内容	・技術士、RCCM、大臣認定、その他 ・難易度が高度な業務の場合評価	○	5
	専門技術力	業務執行技術力	同種業務の実績	・過去5年間 ・管理技術者、担当技術者、(同種部分を担当)としての実績とする。 難易度が高度な業務の場合評価	○	5
実施方針 実施フロー 工程表 その他		業務の理解度	目的、条件、内容の理解	各項目ごとに、評価の尺度を示し、評価の基準を明確にしておく。	◎	10
		実施手順	実施手順の妥当性		◎	10
			業務量把握の妥当性		◎	10
		その他	重要事項の提案		◎	10
合 計					合計110 ～ 130	

◎:必須項目 ○:選択項目

## 2) 評価基準及び配点

- ・別紙、「技術提案書の評価(総合評価方式)」を参照のこと。
- ・技術提案の評価パターンを参考に評価項目を設定し、加算点を60点満点に換算する。

## 7. 学識経験者からの意見聴取

### 1) 意見聴取のタイミング

- ・地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、次の事項について、あらかじめ学識経験を有する者2名以上の意見を聴くこととなっている。
  - ①落札者決定基準を定めようとするとき
  - ②落札者を決定しようとするとき(①で「改めて意見を聴く必要がある」との意見が付された場合)

### 2) 総合評価審査委員会

- ・当面は島根県総合評価審査委員会に依頼する。

### 3) 意見聴取の方法

- ・落札者決定基準を定めようとするとき
- ・落札者を決定しようとするとき(「改めて意見を聴く必要がある」との意見が付された場合)
 

会議形式または電話、メール、郵便、訪問等により承認を得る。なお、全ての事案について、直後に開催する総合評価審査委員会で報告する。

なお、島根県総合評価審査委員会に審査を依頼する場合は審査委員会開催日の8日前までに資料等を総務管理課入札監理室に送付すること。

## 8. 入札情報等の公表

### 1) 入札公告

- ・入札公告は入札情報サービス(PPI)により公告するものとする。
- ・入札公告とは別に業務説明書を作成した場合も、同様とする。

### 2) 設計図書の閲覧

- ・入札公告と同時に設計図書を閲覧に供する。

### 3) 質問等への回答

- ・設計図書あるいは技術資料等に対する質問への回答は、入札公告に示した方法で回答する。(氏名は非公表)
- ただし、競争参加資格がないと認められた者に対する回答は当該者のみに行う。

### 4) 入札結果

- ・参加業者名及び各項目ごとの評価点数、技術評価点、入札価格について、閲覧に供する。
- ・ただし、予定価格を類推できる価格評価点及び、知的財産である技術提案の内容がわかるものについては公表しない。
- ・なお、競争参加者からの照会に対しては、当該者の評価内容に限り説明することができる。
- ・総合評価の審査結果については、入札者の苦情等に適切に対応できるように、評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておく。

## 9. 評価内容の担保

契約の相手方が提案した業務の内容を確実に履行させるため、受注者の責により技術提案の内容が実施されなかった場合には業務成績評定を減点する旨記載した特約条項を、業務委託契約書に添付する。

## 10. 競争参加資格委員会及び技術審査会

- 1) 構成等は「益田市測量・建設コンサルタント総合評価方式競争入札実施要綱」による。
- 2) 「競争参加資格委員会」は競争参加資格、落札者決定基準等、総合評価に必要な事項や技術評価点を決定する。
- 3) 技術審査会は「競争参加資格委員会」で決定する事項に必要な調査及び事前審査を行う。

《運用の手引き（具体的な事務処理）》

### 1. 参加資格等

○参加資格要件の設定に当たっては、「益田市建設工事入札参加者選定要領」(以下「選定要領」という。)に準じるものとする。

#### 1) 建設コンサルタント登録

- ・建設コンサルタント登録規定に基づく登録状況

## 2) 営業所所在地

○業務内容に応じて、2)以降に記載する「配置技術者」「業務実績」の状況を勘案し、10社程度以上確保 できるように設定する。

例①主たる営業所を益田市内に有すること。

例②主たる営業所を益田市内に有すること、又は準市内業者であること。

例③主たる営業所を益田市内に有すること、又は準市内業者であること、又は支店・営業所を公告日の前日までに益田市内に有する県外業者であること。(支店・営業所を公告日の前日まで益田市内に有することを証明する資料を添付すること)

例④益田市内における営業所の有無を問わない。

## 3) 配置技術者

○管理技術者の資格は以下のいずれかを満たす者とする。

- ・技術士

当該業務部門(科目)の技術士資格を有し、技術士法による登録を行っている者。

- ・技術士同程度認定者(大臣認定)

当該部門として建設コンサルタント登録規程に基づく認定通知を受けている者。

- ・RCCM

当該部門の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。

○業務内容により、担当技術者又は照査技術者の資格を求めることができる。

○配置する技術者は、公告日の前日において直接的な雇用関係があること。

## 4) 業務実績

○原則、過去に国(公社・公団含む)、都道府県(公社含む)又は益田市が発注した1契約以上の同種業務の施工実績があること。

○実績の対象期間は原則、企業においては過去10年間、管理技術者においては過去5年間とする。

## 5) その他

○同一業者の受注制限(「取扱方針」による)

- ・原則として、橋梁、トンネル、ダム等の重要構造物の予備設計(基本設計)業務を受注した者を、同一の構造物に係る詳細設計(実施設計)業務の入札に参加させないものとする。

- ・原則として、詳細設計(実施設計)業務を受注した者及びその受注者と資本関係又は人的関係にある者は、当該業務に係る工事の入札に参加させないものとする

### 2. 評価項目及び評価内容 (尺度)

#### 1) 企業の評価

○建設コンサルタント登録

- ・「建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)」に基づく登録状況の評価する。

- ・業務内容に応じて、複数部門の登録を評価することができる。  
例① 橋梁設計:「鋼構造及びコンクリート」と「道路」  
例② トンネル設計:「トンネル」と「土質及び基礎」又は「地質」
- ・登録なしの場合、参加資格なし

#### ○同種業務

- ・テクリスにより、実績件数を確認の上、評価の尺度を設定する。  
例① 評価 ①5件以上 ②2～4件 ③1件  
例② 評価 ①10件以上 ②5～9件 ③2～4件 ④1件
- ・同種業務の内容は、必要以上に細かく設定しない。  
例①鋼橋詳細設計(基礎杭付き下部工を含む)の場合  
○鋼橋上部工の詳細設計の業務実績があること。  
×鋼橋上下部工の詳細設計(基礎杭付き下部工を含む)の業務実績があること。
- ・業務内容により、同種業務の件数とは別に、詳細な内容を評価項目とすることができる。  
例①橋梁設計 評価 ①〇〇m以上の実績あり ②なし  
②橋梁設計 評価 ①曲線橋の実績あり ②なし
- ・実績なしの場合、参加資格なし

#### ○優良業務表彰

- ・過去5年間の優良業務表彰の実績を評価する。
- ・表彰対象は、中国地方整備局発注分は土木部門の局長表彰及び事務所長表彰、島根県発注分は設計部門の知事表彰、益田市発注分は設計部門の市長表彰とする。

#### ○常駐技術者数

- ・県内又は市内に常駐する建設コンサルタント関係技術者数を評価する。
- ・「県内・市内に常駐する」は、県・市内(隣県・隣接する市町村含む)に居住している技術者数により確認する。
- ・建設コンサルタント関係技術者とは、技術士、技術士同程度認定者またはRCCMの資格保有者とする。

#### ○災害時の対応状況

- ・あらかじめ指定した災害を対象として、益田市が発注した災害査定前の事前測量又は事前調査(関連事業含む)の業務実績を評価する。

#### ○地域精通度

- ・周辺エリアでの、設計部門の業務実績の有無について評価する。
- ・県外を参加させる高度な業務の場合は、県内の実績の有無にとどめる。
- ・市内に営業所の有無について評価する。

#### 2) 技術者の評価

##### ○資格

- ・当該部門(科目)に関する技術士資格を優位に評価する。

#### ○同種業務の実績

- ・管理技術者のほか、担当技術者(同種部分を担当)としての実績を含む。
- ・照査技術者としての実績は認めない。
- ・実績なしの場合、参加資格なし

#### ○優良技術者表彰

- ・過去5年間の優良技術者表彰の実績を評価する。
- ・表彰対象は、中国地方整備局発注分は土木部門の局長表彰及び事務所長表彰、島根県発注分は設計部門の事務所長表彰、益田市発注分は設計部門の市長表彰とする。
- ・中国地方整備局の表彰は、企業と技術者で異なる業務を対象としているので、その確認には注意を要する。(島根県の場合は優良業務の管理技術者が優良技術者として表彰される。)

#### ○手持ち業務

- ・公告日時点における、技術者の手持ち量(件数、金額)を評価する。
- ・対象は、益田市以外の発注者のものも含めたすべての内、管理技術者及び担当技術者となっている1契約500万円以上のすべての業務で、合計が5000万円以上又は10件以上の場合には参加資格なし。
- ・テクリスにより当該技術者の手持ち量を確認すること。

### 3. 評価方法

#### 1) 一般

- ・原則、企業・技術者の資格・実績等は3段階評価とし、実施方針等は5段階評価とする。
- ・事務の簡素化のため、評価テーマを設定しない「技術者評価型」で試行しており、技術提案書に対するヒアリングは原則実施しない。
- ・評価結果は別紙によりとりまとめ、落札者決定までに技術管理課へ提出すること。

#### 2) 実施方針等の評価

- ・下記に示す評価基準の内、評価の尺度例に示した内容について、提案書に記載した個数により評価する。

## 技術提案の評価基準

評価項目	判断基準	評価基準例	評価の尺度(視点)例
実施方針・実施フロー・工程表・その他	業務理解度 目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	評価① 尺度の記載が5個以上 評価② 記載が4個 評価③ 記載が3個 評価④ 記載が2個 評価⑤ 記載が1個又はなし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の目的、条件が記載されている。</li> <li>・必要な作業内容が全て記載されている。</li> <li>・業務説明書に示した業務目的に対して、必要な手順が記載されている。</li> <li>・当該現場固有の内容について記載されている。</li> <li>・企業独自の取組が記載されている。</li> </ul>
	実施手順 業務実績手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な作業項目が記載されている。</li> <li>・照査適切な時期に明記されている。</li> <li>・発注機関との協議が適切な時期に明記されている。</li> <li>・その他関係機関との調整が明記されている。</li> <li>・その他附帯する作業が明記されている。</li> </ul>
	業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な作業項目が記載されている。</li> <li>・作業の流れが、上記フローと整合している。</li> <li>・着手・完了時期が説明書日程と整合している。</li> <li>・照査・打ち合わせが明記されている。</li> <li>・業務量と作業工程が整合している。</li> </ul>
	その他 業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の提案がある場合に優位に評価する。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな視点の評価できる提案がある。</li> <li>・新たな視点の評価できる提案が複数ある。</li> <li>・提案内容は評価できる。</li> <li>・きわめて有用な提案である。</li> <li>・当該業務に関して深い知識が認められる。</li> </ul>
特記事項		【企業の独自の取組、新たな視点の提案等評価した(しない)内容については、個別に記録しておく】	

※評価の尺度(視点)は業務内容により適宜修正して設定すること。

### 4. その他

#### 1) 既存資料の情報提供

- ・技術提案書の質を向上させるために、既存資料はできるかぎり閲覧に供するものとする。